

選挙規則

第1章 総則
第2章 選出方法
第3章 選挙事務

国土交通労働組合 東京気象支部

国土交通労働組合 東京気象支部選挙規則

第1章 総 則

(この規則の目的)

第1条 この規則は、支部規約の精神に則りこの支部を構成する各般の選挙が組合員の自由に表明せる意志によって公明且つ適正に行われることを目的とする。これは最も権威のある選挙の実施がこの支部の民主的、健全な運営の基礎であるとの理念による。

第2条 この支部の大会代議員、支部委員および役員、また本部大会代議員、および中央委員の選出はこの規則によっておこなう。

第2章 選出方法

(本部大会代議員)

第3条 本部大会代議員は本部規約によって選出する。(本部規約第29条)

(本部中央委員)

第4条 本部中央委員は中央委員会の都度本部規約によって選出する。(本部規約第32条)

(支部大会代議員)

第5条 大会代議員は分会ごとに組合員15名について1名の比率で選出し、端数は1名を加える。ただし14名以下の分会においても1名選出する。

(支部委員)

第6条 支部委員は分会ごとに組合員15名について1名の比率で選出し、端数は1名を加える。ただし14名以下の分会においても1名選出する。

(支部役員)

第7条 役員の選出は規約第41条の第2項にもとづいて行う。

(支部執行委員長)

第8条 執行委員長の選出は単記でおこない投票者の過半数の同意を必要とする。

(支部副委員長)

第9条 副執行委員長の選出は2名連記でおこない、投票者の過半数の同意を必要とする。

(書記長)

第10条 書記長の選出は単記でおこない、投票者の過半数の同意を必要とする。

(支部執行委員および支部監査委員)

第11条 執行委員、および監査委員の選出は、大会または支部委員会の定めた数の連記でおこない投票者の過半数の同意を必要とする。

第3章 選挙事務

(選挙管理委員会の任務)

第12条 選挙管理委員会は次の仕事をする。(1)選挙の公示 (2)立候補および推薦の受付と名簿作成とその発表 (3)選挙執行上の疑義についての解釈 (4)選挙運動、投票開票の管理とそのさいの立会人の指名 (5)投票の有効の判定 (6)当選の確認と発表 (7)違反行為のあったときの当落の判定 (8)その他選挙管理に必要なこと (9)選挙が一切完了したときには、その選挙記録を作成して書記局に保存する。

(立候補)

第13条 立候補しようとするものは定められた期日内に選挙管理委員会に届け出る。

(推せん)

第14条 組合員を推せんしようとするときは本人の承諾を得て定められた期日内に選挙管理委員会に届け出る。

(選挙運動)

第15条 選挙運動は自由であるが職務上の地位を利用してはならない。その他細部については選挙管理委員会の指示に従う。

(投票)

第16条 投票は無記名とする。

(開票)

第17条 開票は選挙管理委員会がおこなう。但し選挙管理委員会が開票困難の場合はその指名したものにおこなわせることができる。開票にさいして組合員は立ち会うことができる。

(当選の決定と再選挙)

第18条 (1)当選は得票の多いものから決定する。

(2)票数が同数の場合はそのものにつき再選挙をおこない、ふたたび同数の場合は抽選による。

(3)規定得票数にみたない場合は欠員の2倍に相当する数以内の上位得票者についてふたたび選挙をおこなう。

(選挙の無効)

第19条 有効投票数が組合有権者の過半数に至らないときはその選挙を無効とする。

付 則

(1)この規則は規約第64条によって変更される。

(2)この規則は1975年7月19日から実施する。